

## 第24回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成20年9月8日(月)18:30~20:30

場 所 函館市役所8F 第1会議室

### 1. 開 会

### 2. 条例の見直しについて

(横山委員長)

前回、条例の見直しについての議論の中で、自治基本条例が出来た後の総括的な条例の運用の評価、見直し等を行なう組織が必要かどうかということになった。

もちろん条例の見直しを行う場合は、市民による委員会を組織するというやり方や、組織は作らないが“市民の意見を反映する”という文言を入れるだけでも良いという考え方も出来るが、苫小牧市では条例の見直しだけでなく、市民自治推進会議を組織して、自治基本条例の総括的な運用状況の評価も行なっており、特に板本委員と丸藤委員からそういったものが必要なのではないかという意見もあり、それについて議論を行なっていきたい。

まず、苫小牧市のような総括的な運用状況の評価をするような組織を、多くの自治体では作っていない。今回出されている資料は、苫小牧市民自治推進会議について、これは庁内検討プロジェクトチームによる苫小牧市の企画調整部都市開発室企画課文献評価推進主管への照会結果がまとめられているものと、インターネット上に掲載されていた会議の会議録全文である。会議は平成19年と20年に2回ずつ行われたが、平成20年の2回目の会議録はまだ公開されていない。

また、本日欠席の板本委員より、“条例の見直しについて”と“市民自治推進会議の設置について”と“条例の位置付けについて”ということで意見が出されているので配布した。これも参考にして議論をしていきたいと思う。

最初に、庁内検討プロジェクトチームから、苫小牧市への照会結果について説明を頂きたい。

(庁内検討プロジェクトチーム)

苫小牧市民自治推進会議について、問い合わせた結果をご説明する。

会議の目的は、市長の附属機関として統括的な運用状況の評価、見直しを行なうというもの。

会議は常設型で、会議内容は目的と同じで、統括的な運用状況の評価・見直し。また、自治基本条例に係わる個別条例の全体的な審議等も会議の内容に盛り込まれているとのことであった。

会議の状況は、19年に2回、20年は今のところ2回の開催があり。年度末にもう1回開催を予定しているとのことであった。

会議の認知度については判断が難しいが一定レベル認知されているだろうとのことであった。

庁内的な認知度については、市役所では推進計画というものを策定し、それについて毎年見直しを行ないながら、3年間かけてしっかり検証していくということでした。

市民の認知度については、メンバー10名のうち市民活動団体の推薦委員の4名と一般公募の3名の計7名が、より市民の立場で積極的な発言をしており、市民の代表としてこの会議ではお守り役としてしっかりと市民の立場での発言をしていただいているとのことであった。

議会の認知度については、行政素案の段階から、この自治推進会議の活動が議会の役割に抵触しないかということで議論が交わされており、議会からは強い関心が寄せられていたとのことである。

この自治基本条例作成時の議論ですが、素案では市長や議会に対して発言できるような独立権限をもった機関としての設置を望む声があったとのことである。しかし、自治法上の付属機関として議会の承認を得なければならない等、難しい部分があったため、この時望み得る最高の形ということで現行の市長の付属機関ということでまとまったとのことである。

この自治推進会議におけるメリットは、毎年各部局における条例の運用状況を市長を通じて諮問・答申することから職員一人ひとりの意識の向上が図られるということ。また、第三者の立場から客観的に市役所の動向をチェックすることで、内部評価の甘さを改善できるという話であった。

しかし、この会議において議会に関するコメントが出されても、市長は議会に報告する程度しか出来ないということが言われていた。

(横山委員長)

今の報告から、議会とのあつれきはあまりないと捉えて良いか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

はい。

(横山委員長)

まず、今の説明に質問等あるか。

(敦賀委員)

毎年見直しを行ないながら、3年かけて検討を予定しているというのは、条例を制定してからとりあえず3年間位は様子を見ようという意味の検証なのか。

(横山委員長)

そうですね。4年を超えない期間で見直しをするので、という意味だと思います。

(敦賀委員)

3年かけて色々意見を聞きながら検証していき、その次の3年後もまた同じという考えだろうか。

(横山委員長)

おそらく条例見直しが“4年を超えない期間”としているので、そうだと思うが。

(庁内検討プロジェクトチーム)

そのとおりである。“4年を超えない期間”なので、3年かけて次の年にむけて見直しを行なうということでした。

(沢口委員)

この苫小牧市の推進会議は、苫小牧自治基本条例のみの推進会議と考えて良いのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

自治基本条例の推進会議ではあるが、自治基本条例に関わるような個別の条例が新しく出来る時には、自治基本条例とのずれが無いかなど、個別の条例を統轄的に見て審議を行なっている。詳しく、細かくというよりは、大きく広く、自治基本条例とずれていないかという部分についてはしっかり見ていただく、とのことであった。

( 沢口委員 )

会議録を見ると、結構多岐に渡って話し合っているようだが、基本は自治基本条例の推進会議であって、それに係わるものも多少見たり話し合ったりするというものか。

( 庁内検討プロジェクトチーム )

はい。なので、自治基本条例だけではなく、ほかの条例にも関わるのであればかなり大変ですねということを行ったところ、“ そうです ” というので、一応見ていただいていますというお話であった。

( 横山委員長 )

自治基本条例との兼ね合いの中で色々出ているのだろう。

質問だが、各部局における条例の運用状況ということについて、庁内でも自治基本条例と非常に深く係わる部局とそうでない部局があると思うが、その辺はどうか。

( 庁内検討プロジェクトチーム )

部局ごとの係わり具合までは聞いていないが、その条例が出来てから、その部局がしっかり条例の根本的な考え方などに沿って取り組みを行なっているかどうかを、1年毎にしっかり検証を行ない、翌年辺りに反映できるようにと、しっかり報告、審議を行なっているとのことであった。

( 横山委員長 )

この会議録を見ると、危機管理と防災計画、市民参加についてのフォーラム、ワークショップなど、あと広報とまこまい、市民参加条例策定の取り組み状況などが、出てきているが、何をどういうふうにやろうとしているのか、ちょっと会議録だけでは分からない部分はある。

( 事務局 )

そういう意味では、苫小牧市では市民自治のまちづくり推進計画というアクションプランを作っていて、そのアクションプランが自治基本条例の体系に沿った計画になっている。おそらくそれを事務局の方で説明をして、その進捗状況なりというものを協議していっているのではないかと。基本的には自治基本条例の条文に沿った内容ごとに議論をしていっているのではないかと思う。

( 横山委員長 )

そうすると自治基本条例が出来て、自治推進会議も出来て、そして見直しとか総括的な運用状況のこともあるので推進計画というものを作ったということになるか。

そうすると推進計画がなければ推進会議ってあまり意味を持たないのではないかと。

( 事務局 )

会議へのかけ方と思うが、こういうアクションプランを作るのが良いのか、別にして、市民自治や自治基本条例の理念に対して函館市がどういった取り組みをしていくかを報告するという会議であれば、特にそういった計画の有無ではないように思う。

( 横山委員長 )

具体的に目に見える計画や、防災、また我々もこれから議論をする行政運営の仕組み、総合計画の検証等はわりと議論しやすいと思うが、協働や市民の役割、責務、議会の役割、責務等は議論出来るのだろうか。

(丸藤委員)

議論出来るのかどうかというのではなく、そういう環境があるということがとても意味があるのではないかと思う。会議の進め方などは、その時の状況や問題にもよると思う。私の想いとしては、私たちがこうして一緒に自治基本条例を作っているが、それが完成したというだけだと、市民の気持ちから離れてしまうような気がするので、繋がっている状態を常に作っておくという、そういう場づくりみたいなものはすごく大切だと思った。細かな仕組みなどはこれからじっくり考えれば良いと思う。

(横山委員長)

市長の附属機関という形が良いと思うか、もう少し独立性を持たせた機関が良いか。

(丸藤委員)

その違いが実質どういう違いで、またその仕組みの違いでどういう影響が出るのかがわからないので、なんとも言えない。

(川田委員)

議会の認知度のところに、“自治推進会議の活動が議会の役割に抵触しないか”という行が出てくるのが、チェック機能だけ考えると議会に抵触すると思うが、議会は許すのだろうか。“強い関心が寄せられていた”とあるが、この先議会はどういうことで納得したのかが気になる。

(庁内検討プロジェクトチーム)

結果的には議会もオーケーを出した。会議から議会に関するコメントが出されても、市長は議会に報告する程度しかできないというようなこともあり、議会はオーケーを出したそうです。

(川田委員)

ひとつ気になるのだが、市長は市民の代表、議会も市民の代表であるが、我々は何なのだろうと思う。一応、各関係団体から誰かが出て、だから広範の意見を集約することはできる。その限りでは機能はするのだろうが、ただ私たちは、市民が自らの代表としてオフィシャルな手続きで選んだメンバーではない。そういう人たちが本当の意味で市民意見を代表できるかという問題も含むと思う。議会という正式な手続きで選ばれた代表というのがいて、それとはまた別なところで委員の人たちが、どういう形で選ばれるかはわからないが、それが果たして市民の大多数の意見だというような形で、チェック機能を果たすことができるのだろうかという疑問に思う。

(横山委員長)

おそらく委員の選抜というのも非常に難しい。どういう選抜の仕方をするのか。団体から出すということになった時に、どういう団体を選ぶかということにもなる。

函館市では、今でもこういった市長の附属機関のような形でまちづくりに係わるような委員会や、審議会は、こういう自治推進会議に近いようなものとしてあるのか。

(事務局)

広くまちづくりに関する意見をもらうということであれば、今、市長が個別に諮問して作っているまちづくり懇談会というものがあり、それは自治基本条例や市民協働に特化したものではないが、そういったところから今後のまちづくりや、そういうものに対する市民の意見を聞こうということ

で学識経験者からなる委員会を作っているものはある。

(横山委員長)

そうすると自治推進会議のようなものをもし作るとしたら、まちづくり懇談会とかなり重なる部分が出てくる可能性がある。

(事務局)

まちづくり懇談会というのはどちらかというと政策提言的なもので、そういう意味では特に市民協働や、自治基本条例の進行状況を管理するということではない。意味合いとしては、自由な発想でいろんな提言をしてもらうという会議になっているので、行政のチェック機能的なものではない。

(横山委員長)

そうするとまったく別の役割があると考えて良いか。

(事務局)

そう考えていただいて良いと思う。

(敦賀委員)

常設型にするかどうかということも決めないといけないのか。

(横山委員長)

まずは、作るかどうか。作るとしたら常設になるだろう、そして自治基本条例の中に盛りこまないといけないということになると思う。ただ、盛り込む意味があるかどうか、常設型で作る必要があるかどうかをここで議論をしていただきたい。

(敦賀委員)

見直しについては“必要に応じて”という話もあったが、そうなると必要に応じた時に新たに立ち上げるのか。

(横山委員長)

見直しの場合は、見直しのための市民検討会などをその都度開くという方法もある。しかし、苫小牧の場合は、恒常的にある自治推進会議の中で見直しの役割も持たせている。なので、場合によってはいくつかの選択肢はあると思う。1つは苫小牧のようなやり方、もう1つは苫小牧のような自治推進会議はいらないが、臨時の見直しの検討委員会を作るというやり方、あるいは両方ともいらないという考え方もある。色々あると思う。

(市居委員)

見直しをする際に何も組織にかけないということにはならないと思う。仮に5年で見直すとした場合、4年間単年度ごとに評価をしたものを取りまとめて5年目にきちんと評価して、条例を少しずつ見直していくために考えていくのならば、毎年の見直しは部局ごとに行なってもらい、5年目に臨時の組織を立ち上げたほうが効率的なのではないかと思う。

(丸藤委員)

苫小牧の自治推進会議のような組織をほとんどの都市は作ってないようだが、作らなくても良いとした理由は何なのだろうか。

(横山委員長)

私が係わった帯広、稚内もそうだが、まず自治基本条例が出来てようやく慣らし運転していくわけなので、市民自体もまだよくわかってない。したがってそれを徐々に浸透させながら、一方で見直し条項さえ入れておけば、例えば5年後、10年後というある程度自治基本条例が市民に周知されてきた段階で、そういう組織を入れることも可能なのではないか、だから最初の段階から入れることはどうかという理由からである。それともう1つは議会の関係で、整理しきれなかったという部分もあり、稚内市の場合は入れていない。

それから帯広の場合、議会を含めていない行政基本条例だったものですから、最初からちょっと難しいということだった。ただそれでも委員の中に非常に一生懸命主張された方がいたので、文書としては残してはいるが、そういう強い意見があったことは市長には申し添えてはいる。

だから見直し条項さえあれば、今の段階ですぐに入れなくても良いのではないかというのが最終的な結論であって、だいたい多くはそうじゃないかと思う。やっぱり議会との関係をどう整理するのかということと、また実際にこういうものを作っても形骸化したら意味がない。だから、そういうことも含めてわりと多くの自治体で今の段階ではまちづくり会議、あるいは自治推進会議みたいなものを設置していない状況である。

例えば苫小牧の場合だと推進計画があるので、それに基づいて行政も動いていくし、行政も進捗状況を自治推進会議に図ることができるので、そういう面で言うと機能はしていくのだと思う。推進計画がなければ、どういうことを検証するのかという問題にはなってくるかと思う。

板本委員からの意見では、市民自治推進会議が設置されたらすぐでもやるべき仕事があるとして3つ挙げている。一つ目は、既存の条例が基本条例と整合性がとれているかを調査し、必要に応じて条例改正を提案する。二つ目は、議会と行政が基本条例に基づいた役割や責任を果たしているか調査し、必要に応じて改善を求める。三つ目は、市民参加や協働が推進されているか調査する、推進する方策を提案する等、となっているが、こういう役割になるのかどうかということですね。

(川田委員)

もし、函館でやるとしたら出来上がった条例全体について監視というか、審議する役割を持つのだろうか。

(横山委員長)

そうですね。評価と調査なので。市民参加とか協働と違って、特定目的を持つものとはまた違う。非常に幅広い、ある面で言えば、あらゆることを網羅するようなものとして作りますから。

(川田委員)

そういう性格になるだろうと思う。

心情的な話しではあるが、この委員会としても、作り終わったら解散というのは確かにちょっと寂しいというのはある。推進会議のようなものが出来るとしたら、誰か一人ぐらい、この策定検討委員会ではどうだったかというようなことが言えるような人を送り込んで悪くはないと思う。

(横山委員長)

こういった組織を設置することについて条例に盛り込むことについては、議会の問題だとか政治判断も入ってくるというふうな感じで考えて良いですか。

(事務局)

こういう委員会を立ち上げるとなると、一定の政治判断は必要になってくると思う。

(横山委員長)

そうですね。この問題については、議会との関係をよほどきっちり整理して考えていかないと、逆に検討委員会の説明責任が問われる。政治問題になる可能性もある。

私自身はこれが作られても、まだ自治基本条例が浸透していないので、最初からこういうものを作る必要があるかどうかというのもあるし、議会との関係も考えなければならない。だから検討委員会だけの判断では済みにくい部分があるのではないかと考えている。私とすれば、むしろ見直し条項を入れておけば、いずれこういうものが必要になった時にこういう組織を入れるということも十分考えられると思う。

(敦賀委員)

見直し条項を入れておけば良いのではないだろうか。

(沢口委員)

私は、こういった組織はほとんど必要ないものだろうと思っている。それよりも、やっぱりこの条例が誰のためにあるのかを考えて、市民が自分達で、こういう条例があるということにまず気付いて、まちづくりの参加方法もあるのだということを広めるのが先だと思う。それをどうチェックしていくのかというのは不透明なので、こういうチェック機関というよりも、まずは推進することが先なのかなと思います。

(横山委員長)

議会との兼ね合いもあるが、私自身は沢口委員が言っていることの方に力点を置きたい。フォーラムやワークショップを行なって徐々には浸透しているにしても、おそらく自治基本条例ができて、すぐに市民に徹底的に皆が知るといふふうにはならないと思うので、むしろ各種団体等を通じてこういうものを浸透させていき、市民の間で自治基本条例が相当浸透した段階で、やっぱりこういう組織が必要だという市民からの声が上がったら作れば良いのではないかと、そのために見直し条項が入っていれば、見直しの中で取り上げることが出来て良いのではないかと思う。

(敦賀委員)

私もそれで良いと思う。

(沢口委員)

例えば2年ごとに何かこう諮問機関まで行かなくても一度検証をして、見直しは5年ごとといったように、何か一つ付け加えていけば違って来るだろうか。

(横山委員長)

例えば4年ごとに見直すとして、3年目にその見直しのための委員会を必ず作るとか、そういうやり方もできる。なにも恒常的なものでなくて良いわけで、恒常的にするとむしろ形骸化してしまうのではないかという気もする。

(市居委員)

報告などに終始してしまっていて、あとは人の話を聞いて終わってしまうような気がしないでもない。

あと第三者の立場から客観的に捉えるということについても、おそらくどこの市でもオンブズマンがおり色々と言っていて下さるので、そういう意味では組織はいらないのではないかとも思う。  
(大江委員)

私は、だいたい委員長の意見に賛成。ただ、今はどの組織でも評価ばかりである。また、オンブズマンについても、函館市は福祉オンブズマンであって、総合的な市に関するオンブズマンはない。だからそういう意味ではレビューの意味合いは必要なのではないかと思う。基本的に今回自治基本条例策定の最初の動きというのは市側が作ってきたわけなので、やはり条例の運用に関して市の各部署でどのような努力をしているのかというのを、常設の機関かどうか分からないが、なんらかの形で評価、あるいは報告のようなものは、少なくとも2年に1回ぐらい、この条例との絡みでどのような部署で動きがあったのかをまとめていく作業はすごく大事なのではないかと思う。

それが多分、4年もしくは5年ごとの見直しの際の基礎データにもなるだろう。そういった機関としてやるべきかは分からないが、市としてそういった見直しの基礎になるデータを、ある程度短いスパンで作ったほうが良いのではないかと感想としては思う。

(佐々木委員)

私たち検討委員会としては、条例が完成したのでそれをきちんと利用してください、という形でただ提案していくことになると思うが、気持ちとしては、それが果たして本当に浸透していけるのかどうかというのはやっぱり心配なので、ある程度短い期間で、市役所の中でも議会でもきちんと条例が浸透しているのかどうか、ちょっと調べたい、ちょっと聞いてみたいという気持ちはある。また、4年ごと、5年ごとの見直しの時にも、私も気持ちとしては川田委員と同じで、この条例を作った過程をちゃんとわかっている人が入った上で見直しをして欲しいと思う。毎年やる必要はないので、大江委員が言うように、2年ごとにちゃんとやっているかどうかを確認するものを開いていくことと、見直しをきちんとしていくという形になるかと思う。

(大久保委員)

私もせっかく作ったので、そのまま何もチェックしないのはやめた方が良くと思うので、現状がどうなっているのか評価と見直しをしていくべきだと思っている。

私は、年1~2回のペースでやったほうが良いのではないかと考えている。この条例が出来たことを市民に知らせる時に1回は話題になると思うが、今のままでは次は3年後の見直しするときだが、例えば半年ごとにある程度の見直しをすることで、新聞や市政はこだてなどに、年に数回でも載ってくることによって市民の目に触れる。そういう周知としての意味も込めて、こういうふうに進んでいますということを知らせる意味でも、年2回ぐらいのスパンで、こういう委員会でこういう結果でしたというふうに市民の目に触れるようにしたいというふうに思う。

(丸藤委員)

そのとおりだと思う。認知度アップ作戦みたいなのがたぶん必要だと思う。せっかく作ったのにあまり浸透しないというか、静かにゆっくりじんわりいってというのも大切なことだと思うが、それにしても何もしないといけないと思う。

僕は推進派と言われたが、そんなに実は評価などの難しいものではなくて、サロンとかお茶会み

たいなのでも良いのではないかと思っているぐらい。つまり行政の方とか市民の人と、責任の所在のチェックを厳しくするようなものではなく、この条例をもっと広めるにはどうしたら良いのだろうかとか、イベントやフォーラムでもやってみようとか、そういう中でこれまでの数ある条例の中でこれちょっと気にかかるけどうまくいっているのかというような、でもチェックと言うと堅苦しくなってしまうので、より良いものを恒常的にできるようなものがないのかなと思い、前回“ファンクラブ”と言った。そういうようなものがあれば良いのかなと思う。

もっと極端なことを言えば、例えばNPOだとかまちづくりやっている側の方が主体的にそうした場を作って行政の人を引っ張り込んで、年に1回か2回でもそれを話題に集るとか、常に色々な作戦を立てて、あるいはその時にマスコミの人も呼んで、一緒にお茶会開くとか、そんなことでも話題づくりをしていかないと浸透しないのではないかという気持ちがあって、こういうものが必要だと思う。

(横山委員長)

そうするとむしろNPO団体、あるいはJCさん等が中心になってやるということになれば、これはもう条例に盛り込まなくても良いわけであるが。むしろ自発的な市民の動きということで。

(丸藤委員)

極端なことを言えば、とにかくそういうことをやっていくものが常に函館のどこかにあるという状態があれば良い。

(横山委員長)

それは良いことだと思う。どうしても総括的な運用状況の評価等として自治基本条例に盛り込むとなってくると、行政の方も構えて資料出してきて、そして検討委員会は検討委員会立ち上げてそこで行政の資料を使いながらいろんな議論をするということになる。そうすると、場合によっては極めて行政主導でその委員会は動いてしまうかもしれない、ということも考えられる。

そういう面では、丸藤委員の言うような形で、市民グループが自発的にやるというのは非常に望ましいことじゃないかと思う。ただそれは条例には載ってこないことになるが。

それでは、条例の見直しの議論の中での話であったので、まず、見直しのほうは何年に1回見直すのかということと、皆さんの議論を聞いているとやっぱり見直しのための検討委員会は必要みたいな議論もあるが、その辺はどうするか。それとも、見直しの時にそういう検討委員会を必ず作るとするのか、“市民の意見を踏まえて見直します”という簡単な表現に留めて置いて、後はどう判断するか。検討委員会を作るかどうかは、やはり行政の判断になってくると思うが。どうするか。自治推進会議の方は特に盛り込まないということにして、いかがか。

(敦賀委員)

見直し条項を入れて、あとはいわゆる市民の意見を聞いて見直すということで良いと思う。

(川田委員)

その意見の聞き方を、どういう方法でやるかということだが。

(横山委員長)

“市民の意見を聞いて”というような感じで良いか、それとも見直しのための委員会を作るかど

っちが良いか。

(川田委員)

具体的なやり方はその時の責任者として市長さんの判断になるのでは。

(横山委員長)

市長さんの判断というのもある。市長さんにそれはお任せするのか、それともやっぱり見直しのために、4年に1回見直すというのであれば必ず3年目ぐらいに委員会を作るというふうにするのか。それはどちらかにしたい。先に何年に一回見直すことにするか。総合計画は5年であるので、それで5年という考えかたもあるし、4年というのはどうも根拠は選挙が4年に1回だからということらしいんですけどね。どっちかですね。

(川田委員)

前回は議論がありましたけど、実績がある程度ついて、その時点で初めて見直すというのが出てくるだろうから、実施期間3年間というのはちょっと短過ぎると思う。

(大江委員)

5年で組織有りではどうか。

(横山委員長)

5年で組織有りというご意見だが、いかがか。

(委員一同)

いいと思う。

(丸藤委員)

5年でやってみて長過ぎるとなったら、見直しにより変えられるので。

(横山委員長)

では5年ということで、その時には必ず見直しの機関を作るということにする。

(敦賀委員)

市民が主体的に何かをするという部分についての表現として、“市民の意見を聞いて”ということを入れておけば良いのではないだろうか。

(横山委員長)

見直しについて“市民の意見を聞いて”とすると、要は市長の判断になるので検討委員会を作らないということもありうる。今、大江委員の意見の“自治基本条例の見直しの際には組織が必要だ”と言っているのは、誰が市長になっても必ず見直しの委員会をやるということである。

(市居委員)

組織は必要だと思います。

(横山委員長)

それでよいか。 一同異議なし

では、“5年ごとに見直す”ということと、“組織を設置する”ということで、文章をプロジェクトチームに作っていただきたい。

(沢口委員)

条例の見直しの部分に入れなくても良いのだが、大体2～3年ごとに推進具合や進捗状況について市民や議会などの目の見えるところに報告するという意見があったと思うが、それはどこに入れるのか。

(横山委員長)

そうですね。“市は、議会ならびに市民に対して2年に1度あるいは3年に1度、検証した結果や進捗状況を報告する”といったようなものを入れると良いか。

(沢口委員)

見直しのためでなくても良いので、別なところに入れてはどうか。

(横山委員長)

市長の責務に入れると良いのではないかと。何年に1度というのが難しければ、“適切な時期に”でも良いのではないかと。“自治基本条例の推進状況を適切な時期に公表する”と。期間の定めは5年ですから、年数を入れるとしたらその中間年ぐらいの3年目ぐらいになるだろうか。

(敦賀委員)

“適当な時”などと言うと、延びてしまうから入れたほうが良いのではないかと。

(横山委員長)

“3年を超えない期間に公表する”と。

(川田委員)

やり方としては難しいだろう。直接市民になると、市長さんだったら困るかもしれない。

(横山委員長)

結局、各部局が説明するという事だろう。ただ、部局によって当然、非常に密接にかかわるところとそうでないところがあるだろうとも思う。推進状況を公表する相手としては、“市民と議会に”となると思う。おそらく議会、議員からは毎年のように質問するのではないかと。だからそれが公表するという事にもなるとも思う。

### 3. 基本原則について

(横山委員長)

次は、基本原則あるいは基本理念について固めてしまいたいと思う。これについては、基本理念と基本原則を両方書いている自治体と、基本原則しか書いていない自治体、それから基本理念しか書いていない自治体、両方ともないところと、色々ある。

基本原則についても、情報共有、協働、市民参加など、それぞれ自治基本条例の中の大きな章立てになるようなものの中でも特に重要なものを基本原則に入れているところもあり、そうではなくてももう少し幅広く書いているところもあるということで、函館市ではどのようにしたら良いのかという議論をしていただきたいと思う。

(川田委員)

基本理念と基本原則というのはどういうふうに使分けべきものなんでしょうか。

(横山委員長)

それを含めて議論していただきたい。例えば稚内では、ほとんど同じようなものだということで、基本原則だけで書いた。

(川田委員)

どこもどちらで書いても良いような形で書かれている。理念と原則となった時には、“理念”の方が曖昧模糊として観念的なことを書いていて、“原則”という具体的なことを書くのかなという語感はあるが、ほかの町の条例を見ると特に使い分けていないと思う。

(横山委員長)

だから、基本理念と基本原則と両方載っていても、似たようなことを書いているなという感じを受けるものもある。他には、基本原則として情報共有の原則、参加の原則、協働の原則としていて、理念には個人の尊厳、自由の尊重といったように少し倫理的に書いている例もある。また、基本理念は一言で書いて、基本原則はかなり細かく書いているところもある。いろんなケースがあると思うが、基本原則にはだいたい情報共有、参加協働などが原則になっているところが多い感じはする。これが自治基本条例のおそらくキーとなる部分だということで書いているのだと思う。私たちも、かなり議論の中心に据えてやってきたのは情報共有、市民参加と協働ということだと思うので、そういうものを盛り込んで書くのか、それともそれは書いてあるから良いとするか。やっぱり基本原則でもう一回書けば、確かにそれは非常に重要だというメッセージは伝わる。

(川田委員)

条文の順番としては、条例の目的、用語の定義の次に基本原則、基本理念と来るのだろうか。

(横山委員長)

そうです。非常に重要なところである。

(川田委員)

その後の、今まで論議してきた内容というのはその影響下に作られてくるべき条文ということか。

(横山委員長)

そうです。だから、非常に重要な部分でもある。

おそらく自治基本条例全体通して見た時には、例えば情報共有の原則とか協働の原則などを、基本原則として書いておいた方がすわりが良いということになるかも知れない。全体を見た時にどうかというところはあるかと思う。

基本原則については、例えばほかの自治体では基本理念に入りそうなことも基本原則で書いている自治体があったり、あるいは基本理念の代わりにまちづくりの市政みたいなのを入れているところがある。どういう盛り込み方をするかは色々な多様性があると思う。どの程度書き込むかということになる。

(川田委員)

この条例の一番先頭には第1条条例の目的というのが入ってくると思うが、その中で例えば、最高規範性であるとか、いろんな関連的な理念的な規定というのが出てくると思う。そしてここでまた基本理念を入れると、同調になるのではないかと思う。なのでもう少しブレイクダウンして、基本原則という言葉だけ使って、盛り込む中身としては今までやってきた参加・協働、情報共有、

市民自治というか自治そのもの、といったことを原則という章の下にまとめてみてはいかがか。

市の主役は市民であるなど、あるいは何がしかのそういった表現で、また“自治”という言葉盛り込んで、3～4項目ぐらいでどうだろうかと思う。

(敦賀委員)

豊中も苫小牧も今言った情報の共有、参加、協働とまったく同じ。

(横山委員長)

そうですね。だいたい情報共有、市民参加、協働の原則、この3つ。豊中は地域の課題の話が出てきているが。そして“自治”といった言葉を入れてという、川田委員の意見がある。もう少し函館オリジナルを入れても良いのだが。

(丸藤委員)

プラスするとしたら“人づくり”とか。これからたぶん函館の経済をどんどん発展させていかないといけないなどの課題は色々あるとは思いますが、やはりより良い函館にしていくために一番の基本は人だと思うので、プラスアルファで入れるとしたら“人を育てる”、“人づくり”ということが、キーワードになると思う。まちづくりでも何でも、やはりそこに住んでいる人がいかに幸せになるか、よくなるかということがポイントになると思う。

(横山委員長)

基本理念に近いようだが。

(丸藤委員)

そうですね、基本理念に近い表現になるかと思う。あとは“市民が主役”とか“市民主体の”といった表現は必ず欲しいと思う。

(横山委員長)

市民が主役”や“まちづくりは人づくり”といった表現をするのであれば、基本原則としては、川田委員の意見にあったようなものとして、プラス基本理念が必要になるのではないだろうか。

そうすると基本理念も入れるということになるか。

(沢口委員)

前文にも、人づくりなど理念的なことが書かれているが。

(横山委員長)

それはあまり気にしなくて良いのではないかと。前文というのはもちろん、最初に条例を見る時には前文から見ると人もいるので重要ではある。だから基本理念と重なっても良い。

(沢口委員)

理念は入れなくても、今まで議論してきたものを網羅できるような原則が3つか4つ入れれば良いと思う。

(川田委員)

今、丸藤委員が言ったような内容は普通どこに入れるものなのだろうか。書きたいと言えば書きたい内容ではある。目的に入れるのか、それとも基本原則の前に入れ込むか。目的の中に加えてしまうという手もあるかと思うがおかしくなるだろうか。

(佐々木委員)

私は基本理念は入れた方が良くと思う。目的や基本原則とは違って、自治基本条例の根っこになるもの、一番大事なところが基本理念じゃないかと思うので、あったほうが良いと思う。

(横山委員長)

自治基本条例の前文については前回までに議論したが、市民が主体的な役割を果たすとか、主役とか、人づくりとか似たような文句はあるが、全く似通っているわけでもないのだから、それはそれで良いような気もする。

(川田委員)

理念に入れるとしたらどういう内容になるか。

(横山委員長)

非常に抽象的だが何が良いだろうか。“まちづくりは人づくり”とか、そんなようなことが一つ入るだろうか。ただ理念なので、あまり“人材育成”とかそういうふうに書いてしまうとそぐわないだろう。人づくり、まちづくりとか。“まちづくりは市民が主役です”とか、そのような感じになる感じはする。目的のほうには少し堅い文章をつければ、理念に書かれていることが生きてくるのではないかと思う。

(大久保委員)

平塚市の条文のはじめの部分が、イメージとして近いのではないかと思う。“市民はまちづくりの主体です。”というのがあり原則に書かれている3つも、情報共有、参画、協働となっている。

(川田委員)

私が最初に言った、基本原則には“自治”というのを入れて欲しいとお願いした意味としては、この“市民はまちづくりの主体です”という意味で、そういう言葉が入ったら良いなということでお話したことである。あくまでもまちというのは、そこに住んでいる人が主役であるということによって“自治”というふうに表示した。

(横山委員長)

では、“自治”を理念のほうに入れ替えると、基本原則は“情報共有、参画、協働”の3つぐらいということで、理念のほうに、まちづくりは市民が主体であるとか、まちづくりは人づくりであるといったことを入れる。“自治”についてはどういうふうに入れたら良いだろうか。

(川田委員)

あくまでも、誰からも言われるわけじゃなくて、自分たちのことは自分たちで決める、自分たちのためにという文字通りの自治である。

(横山委員長)

なるほど。では、基本理念と基本原則は両方入れるということで、何かもう少し盛り込んでいきたいが、いかがか。

(佐々木委員)

具体的にはないが、ただ基本理念というのは想いというか、そういうものを表現するところで、原則となったら決まり事という捉え方で良いか。

(横山委員長)

そうです。基本原則は、この自治基本条例全体を貫いている基本的な部分が入ってくるので、情報共有、参加、協働で良いのではないかと思います。

基本理念というのはまさに想いなどそういうものが入ってくる。何か基本理念に入れたいものがあるか。

(沢口委員)

“市民が自分達のごことは自分達で行っていく”ということ、それを市や他の団体が協力して、そういうことの出る人を育てて、一緒にまちづくりする、というのが理念なのかなと思う。それをどう文章にするかということになると思う。

(横山委員長)

対等な立場だとか、相互の役割分担だとか、そのもとでまちづくりしますよ、こういう感じか。

(沢口委員)

それと、市民が自らできるように、市民が主体であるといったこと。

(横山委員長)

そうですね、市民が自らやる主体ではあるが、それはやはり相互の役割分担が必要であるし、行政の協力も得なければできないということもある。そういうことは入るのではないかと思います。どれくらい書き込むのが良いのだろうか。

(市居委員)

条文としては、短いほうが良いと思う。また、さっき出ていた“市民が主体です”というところについては、岐阜市も参考になるのではないかと思います。

(横山委員長)

“市民はまちづくりの主権者である”と、一言で言っている。

(市居委員)

分かりやすい方が良いかなと思う。あと確かに役割だとか、そういうのも含めていかなきゃいけないのかなというところもあるが。

(横山委員長)

ただ、役割分担を書いてしまうと基本原則のようになってしまうということもある。

(佐々木委員)

多分前後をすごく堅苦しい文章には含まれるのではないかと思いますので、なるべく短く、わかりやすい文章のほうが良いと思う。

(川田委員)

市民はまちづくりの主役であるとかって書けば良いですか。

(横山委員長)

市民はまちづくりの主役である、それから人づくりをどう入れるのが良いか。市民が主体であるとか、市民が主役でまちづくりをします。そのために人づくりが大事です。そしてそのために市民が積極的に自ら勉強し、自らの手でまちづくりをしていく必要があります。こういうのが良いので

はないか。

(丸藤委員)

短くて簡単な文章が良いと思う。初めて読んだ時、いきなり難しい表現だとこの先読むのが嫌になってしまうと思うので、理念は簡単な表現で短い方が良いとは思う。

(川田委員)

“主役”というのは単語としては良いかも知れない。主体などになると、法律的な解釈などあると思うので。

(横山委員長)

“人づくり”についてはどう入れるか。

(沢口委員)

主役である市民をつくる、という形になるのか。まちづくりの主役であると共に…とか。

(丸藤委員)

主役であることを基本に、人づくりや市民自らの手で云々という感じで…。

(沢口委員)

市民が主役であるということを基本にして、それぞれの役割と責務を果たしながら人づくり、まちづくりに取り組むこととする、とするのはどうか。

(横山委員長)

市民はまちづくりの主役であると、その一行で終わるという手もある。ただ“人づくり”というのをどこかに入れるとしたら、どういうふうに入れたら良いんだろうか。

(市居委員)

逆にこれだけを組み合わせると、市民のまちづくりの主役であることを基本に人づくりを自らの手で取り組みますとなる。それが良いかどうかはわからないが、ただ組み合わせるとそうなる。

(沢口委員)

市民がまちづくりの主役であるというところの表現はとても良いと思う。ただ、今までの議論だと、それを基本にまちづくりに取り組みます、ということが基本理念になると思うので。そこに人づくりを入れるのはどういれるのか。人づくりに取り組むという

(市居委員)

市民が主役であることを基本に人づくり、まちづくりに自らの手で取り組む。

(川田委員)

“取り組む”の主語は誰か。

(横山委員長)

市民である。市民はでくって、“市民がまちづくりの主役であることを基本に、人づくりまちづくりに取り組む”とすると、両方にかかるっていうのがわかりますよね。

市民がまちづくりの主役っていうことが、その後の部分が入ることによって弱まるだろうか。

(丸藤委員)

わかると思う。

(横山委員長)

市民自治についても，うまく入れられないか。

(川田委員)

自治基本条例全体の基本理念として，これで良いのだろうか，と思う。

(横山委員長)

“取り組む”となると，ちょっと理念にはそぐわないかもしれない。例えば，市民はまちづくりの主役であるといった表現の方が良いか。

(丸藤委員)

そういうシンプルな感じでも良いのではないかという気がしてきた。無理に他の文言を入れなくても。

(川田委員)

まちづくりの主役であるというところで止めておけば，その先に書いてある全てについて，あくまでもあなた(市民)が主役ですよということがかかってくる。そのために理念のところにも色々尾ひれはひれをつけると，その意味が薄くなってくのではないか。基本条例全体に“市民が主役である”ということを反映させるために，理念をそこで切ってしまったほうがかえって効果があるのではないか，この理念として生きてくるんじゃないかなと思うんですけど。

(丸藤委員)

シンプルな方が良い。

(佐々木委員)

条例の中でここだけ短い文章がでてくるのは良いと思った。

(丸藤委員)

言いたいことを絞りこむと，たぶんそれがこの1つという感じがするし，その中に全部含まれると言えば含まれていくと思う。シンプルに切った方が，理念の表現としては生きてくるのではないかと思う。

(横山委員長)

まずは“市民はまちづくりの主役である”で止めて，人づくりのことをもう一行入れても良いだろうと思うが，それとも人づくりについては一切入れないということするか。

(沢口委員)

次の基本原則の方に，上手くやわらかい言葉使って入れても良いのではないか。

(横山委員長)

原則のほうに入れても良いかもしれない。原則についてもそれぞれ解説等で説明するので，例えば市民参加の原則という中に，人づくりを入れるということも考えられる。

(丸藤委員)

理念はやはり短いほうが良い。

(横山委員長)

では，“市民はまちづくりの主役である”というように切っしまい，基本原則の市民参加の中

で、それぞれの条文について説明をする時に、“人づくり”というのを入れていくと。場合によってはうまく“市民自治”とか“自らの手でまちづくり”というのも、そこで説明をするということとしたい。条文案について、具体的にキーワードになるようなものをもう少し出した方が良いか。

(事務局)

情報共有，参加協働についてはこれまで個別に議論してきたので，その内容や今出来上がっている条文等も見ながら，一度庁内検討プロジェクトチームの方で条例案を作成してみるがいかがか。

(横山委員長)

では，そういうことで庁内検討プロジェクトチームにお願いしたいと思う。

#### 4. 閉会